

消 防 災 第 181 号
平成 30 年 11 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添 1 のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

今回の調査結果では、前回調査した平成 29 年 6 月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村があるほか、整備されている市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられました。

本年 9 月の北海道胆振東部地震でも大規模な停電が発生し、地震発生から 24 時間以上が経過した時点でも 160 万戸以上で停電が続くなど、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところですが、稼働時間が 24 時間に満たない団体があり、停電の長期化への対応にも課題が残されている状況にあります。

政府においては、近年の広範囲な集中豪雨などの気象の大きな変化に対応して、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策を 3 年集中で講じることとしており、この緊急対策の中に、地方公共団体の非常用電源の整備やその稼働時間の確保も盛り込まれる予定です。従いまして、消防庁としては、近日中に今後の整備等の予定や燃料販売事業者等との間の優先供給に関する協定の締結状況等についての調査を行うこととしており、その調査を通じて、各地方公共団体の取組を強く促していくこととしております。

については、下記事項にご留意いただき、貴管内市町村に対して、早期に非常用電源の整備等が進むよう、必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

(3) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。

なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

担当	消防庁国民保護・防災部防災課
	震災対策専門官 陰山 暁介
	震災対策係長 木村 義寛
	事務官 片山 宗士
電話	: 03-5253-7525
FAX	: 03-5253-7535